

主要な施設の整備目標

今後10年以内に整備すべき主要な施設として以下のものが挙げられると考える。

(国事業)

- ① 那覇空港自動車道
(豊見城東道路、小禄道路)
- ② 国道331号バイパス
(豊見城道路、糸満道路)

(県事業)

- ① 豊見城中央線
- ② 東風平豊見城線
(※ 上田交差点より東側の線形を早急に取り決める必要あり。)

(市事業)

- ① 饒波川線
- ② 豊崎総合公園
- ③ 谷口線
- ④ 瀬長島の保全開発

用語集

[ア]

アイデンティティ：個性、独自性。

アメニティ：生活の快適度。

御嶽（ウタキ）：村の祖霊神、ニライカナイ神、航海守護神などが祭られた聖地。

ウマイー：馬場

エコツーリズム：自然保護と観光、そして地域への経済還元を同時に成立させる新しい旅。

[カ]

カー：井戸

近代化施設：農業生産の向上を図るために行う、農業用水やビニールハウスなどの施設整備をいう。

クサティ（腰当）の森：クサティとは信頼し寄り添い身をまかすという意味。クサティの森とは寒い北風から集落を守る背後の丘や山の森をいう。

クラスター：都市計画の施設や機能配置の形態の一つ、ブドウの房状に配置されるもの。

グリーンツーリズム：緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

ゲートタウン：都市の入口にあたる街。

交通ポテンシャル：大きな道路の交差点に位置し、その利便性から開発の可能性があること。

コーホート変化率法：将来人口を推計する手法の一つ。

コミュニティ道路：歩行や休憩、会話、遊びなどが安心して行える地域に密着した道路。

[サ]

スプロール化：無秩序な開発により、虫食い状に宅地化していく様子。

[タ]

第1種住居地域：都市計画の用途地域の一つ、ある程度の規模の店舗や事務所を許容しつつ住環境を保護する地域。

第1種低層住居専用地域：都市計画の用途地域の一つ、低層住宅の良好な住環境を保護する地域。

地域制緑地：都市計画法で定める、緑やその環境を保全するために指定された区域。（風致地区、緑地保全地域などがある）

中低層住宅地：概ね10階未満の建物が立つ住宅地。

低層戸建住宅：1～3階建ての戸建住宅地。

D I D地区：人口集中地区。人口密度が40人/ha以上が集合し、5000人以上まとまって

いる地区をいう。

[ハ]

ブルーツーリズム：漁村に滞在し、海辺での生活体験を通じて心と体をリフレッシュする
余暇活動。

プロムナード：散歩道、遊歩道。

ポケットパーク：小さな公園。わずかなスペースを利用して街の環境を改善するために作
られる。

[ワ]

ワークショップ：共同で何かを作る場を意味する。ここでは、地域住民と行政が一緒にな
って豊見城の将来像を描く作業を行った。

○豊見城市都市計画審議会条例

(昭和47年5月14日条例第44号)

改正昭和56年12月21日条例第22号平成3年7月15日条例第18号

平成11年3月29日条例第10号 平成11年6月28日条例第24号

平成12年3月31日条例第5号 平成13年6月29日条例第19号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2の規定に基づき、豊見城市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人

(2) 市議会議員 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞職したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則(昭和56年12月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年7月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第10号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成11年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日条例第19号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

豊見城市都市計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
第1号委員 (学識経験者)	白 井 栄	元沖縄県土木建築部建築都市統括監	会長
	嘉数 康雄	沖縄県農業協同組合 豊見城支店 支店長	副会長
	大城 良和	豊見城市社会福祉協議会事務局長	
	大城 満	豊見城市商工会 事務局長	
	當銘 千鶴	豊見城市婦人会長	
	宜保 幸雄	豊見城市設計研究会(杉の会) コア設計・企画代表者	
第2号委員 (市議会議員)	宜保 晴毅	豊見城市議会議員	
	玉城 文子	豊見城市議会議員	
	當銘 保之	豊見城市議会議員	
	儀間 盛昭	豊見城市議会議員	

○豊見城市都市基本計画策定委員会設置規程

(平成7年10月9日訓令第18号)

改正平成13年2月28日訓令第4号 平成13年3月30日訓令第9号

平成13年10月24日訓令第17号平成14年11月28日訓令第20号

平成16年6月24日訓令第16号 平成17年3月31日訓令第7号

平成18年3月31日訓令第13号 平成18年12月6日訓令第28号

平成19年3月29日訓令第3号 平成20年3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 豊見城市都市基本計画を策定するため、豊見城市都市基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 策定委員会において審議すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市基本計画策定に関すること。
- (2) 都市基本計画策定に必要な資料の収集及び分析に関すること。
- (3) その他都市基本計画に必要と認められるもの

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

副市長 経済建設部長 都市整備課長 総務課長 振興開発課長 政策管理課長 商工観光課長 生活環境課長 児童家庭課長 道路課長 農林水産課長 下水道課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 水道部施設課長

3 委員会は、必要に応じて策定部会を設置することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長に副市長、副委員長に経済建設部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員会の会議に必要なときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、基本計画策定の審議の結果を市長に報告する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、経済建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年2月28日訓令第4号)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月24日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年11月28日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年6月24日訓令第16号)

この訓令は、平成16年6月24日から適用する。

附 則(平成17年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月6日訓令第28号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

豊見城市都市基本計画策定委員会委員名簿

No	職 名	氏 名	備 考
1	副 市 長	赤 嶺 要 善	委 員 長
2	経 済 建 設 部 長	當 銘 清 弘	副 委 員 長
3	都 市 整 備 課 長	大 城 盛 宜	
4	総 務 課 長	宜 保 直 弘	
5	振 興 開 発 課 長	當 銘 健 一	
6	政 策 管 理 課 長	上 原 直 英	
7	商 工 観 光 課 長	長 嶺 直	
8	生 活 環 境 課 長	天 久 光 宏	
9	児 童 家 庭 課 長	高 良 麗 子	
10	道 路 課 長	仲 村 善 隆	
11	農 林 水 産 課 長	長 嶺 清 光	
12	下 水 道 課 長	大 城 清 正	
13	学 校 施 設 課 長	新 垣 栄 喜	
14	生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 嶺 豊	
15	水 道 部 施 設 課 長	當 間 均	
16	振 興 開 発 課 参 事	原 國 政 也	

豊見城市都市計画マスタープラン
ー住民と共に考える街づくりー
平成21年3月

発 行 沖縄県豊見城市役所
経済建設部都市整備課

編集協力 (株)沖縄計画機構

印 刷